

「遊具等の貸出サービス」のご案内

西区で活動している子育て支援サークル子育て支援を目的に活動している市民団体等の活動が、さらに活発なものとなることを願い、西区子ども・子育てプラザの大型遊具や知育玩具等を無料にて貸出を行っています。

1 貸出対象について

- (1) 西区内の子育て支援サークル
- (2) 西区内で子育て支援活動を実施しているボランティア団体等の市民活動団体
- (3) 「西区社会福祉施設連絡会」に加入している施設

2 貸出条件等について

裏面「ご利用の注意点」をご確認ください

3 貸出内容

西区子ども・子育てプラザホームページ
「貸し出しサービス貸出遊具等一覧」をご覧ください。



ホームページ



4 貸出し期間について

最長 2週間まで（申込日を含み2週間を上限となります）
※本プラザの事業等で使用する場合は、期限より短くなる場合がございます。

5 お申込方法・必要資料について

貸出希望日の1か月前からお電話、窓口にて予約できます。

貸出時に、「遊具等貸出サービス利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、事業内容がわかるチラシやポスターなどを提出ください。

6 お申込み・問合せ先

西区子ども・子育てプラザ

TEL 06-6582-9553

所在地 大阪市西区本田3-7-2

受付時間 火曜日～日曜日 9:00～17:30

休館日 月曜日・祝日・年末年始(12/28～1/3)

(5/5・7/21～8/31 は月曜祝日も毎日開館)



来館者用の駐車場はございません

「遊具等の貸出サービス」ご利用の注意点

 **【ご利用前に必ずお読みください】** 

1 貸出条件について

貸出サービスのご利用については、次の項目を順守してください。

- (1) 子育て支援活動目的以外には使用しないこと。
- (2) 営業目的に使用しないこと。
- (3) 遊具等の使用方法及び使用する事業内容を明らかにすること。
- (4) 遊具等を転貸しないこと。
- (5) 遊具等を故意に損傷し、又は汚損しないこと。

2 貸出/返却について

・遊具等の貸出・返却は当プラザの窓口にお越しください。

※申請は17時30分までとなりますが、遊具等の物品の貸出または返却のみに限り、21時までの開館日にも承ります。

(必ず事前にお問い合わせください)

3 遊具等の使用責任者について

・貸出サービスの遊具等については、借受者の責任により使用するものとし、貸出遊具等の使用による損害もしくは傷害に対する責任を当プラザは負いません。

4 弁償の責任について

・借受者の故意又は過失により、貸出サービス物品を紛失又は汚損した場合は、その旨を担当者に申し出て、同一現品または同一仕様相当の現品をもって、損害を弁償いただきます。

5 利用の制限について

貸出サービスの管理運営上支障があると認める時は、利用を制限することがあります。